

平成24年1月14日 (20:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
室長補佐 島村 力夫(内線2898)
災害救助専門官 日野 徹(内線2899)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

新潟県の大雪にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】			
上越市(じょうえつし)	1月14日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
妙高市(みょうこうし)	1月14日		

2 今までにとられた措置

- ・ 障害物の除去